

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和8年3月10日（火） 14時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・公立学校職員の失職について
- ・元教員を対象とした教員採用選考試験（再採用）を実施します
- ・県立みえ四葉ヶ咲中学校の第1回卒業式を開催します

質疑事項

- ・公立学校職員の失職について
- ・元教員を対象とした教員採用選考試験（再採用）を実施します
- ・いじめ重大事態の調査報告書について

発表項目

○公立学校職員の失職について

去る令和7年12月5日、公立学校教諭1名が失職したことがわかりました。過失運転致傷の罪により禁錮1年4月、執行猶予3年の刑が確定したことによるものです。県民の皆様への公教育に対する信頼を大きく傷つけることになる事案でございまして、大変重く受け止めています。教育委員会を代表しまして、深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。失職となりましたのは、四日市市立常磐西小学校教諭 女性 48歳です。この者は、令和6年12月3日午前8時頃、自家用車で通勤中、仮睡状態に陥り、対向車線に自家用車を進出させ、対向進行してきた相手方車両2台と衝突しました。相手の車に乗っていたのはそれぞれ1人ずつで、合わせて2人でした。そして衝突の結果、1人に加療約2週間を要する頸部捻挫等の傷害を、もう1人には加療約60日間を要する肋骨骨折等の傷害を負わせました。この事故に係る、この者の刑事処分が令和7年12月5日付で確定し、過失運転致傷の罪により禁錮1年4月、執行猶予3年の刑となったため、地方公務員法の規定に基づき、失職となるものです。なお、禁錮刑が確定したことについて、校長から四日市市教育委員会への報告が遅れ、私どもが事情を確認できたのが、令和8年2月でしたので、この者は失職後も約3か月間在籍の状態が続くことになりました。このことについては、後程もう少し詳しく説明いたします。根拠法令は、地方公務員法第28条第4項です。この規定では、地方公務員は拘禁刑以上の刑が確定すれば、行政手続きを経ずに職を失うとされています。失職に伴い、身分を失うことになりまして、教育職員免許状の返納義務がございまして、少し補足説明いたします。まず事故の原因は居眠り運転です。「前日3時間程度の睡眠しか取れていなかった」とのことと、「疲れがたまっていた

が乗車したときは眠気を感じなかった。走行中眠気を感じ、路側帯で休もうと考えたが、気づいたときには事故を起こしていた」という旨を話しています。なお、過重労働がなかったか確認いたしましたが、そういう事実はありませんでした。それから、失職の日付ですけれども、失職は拘禁刑以上の刑に処せられたという事実をもって自動的に職を失うこととなりますので、今回の場合は、令和7年12月5日ということになります。この者は失職後も約3か月間在籍の状態が続くことになりましたが、その間に支払った給与は全て返納をいただくこととなります。あと、どうして失職となったことを把握するのが遅れたかですが、端的に申し上げますと、この教諭や家族から、正確な判決結果の提出が適時適切になされず、間に入った校長も機転が利いた対応をとることができず、結果、判決の確認に時間を要したことによるものです。当該校の校長は、事故発生後、この教諭と連絡をとることが困難な状態となりまして、家族ともなかなか連絡をとることができない中で、事故処理の進捗を何とか確認し続けていました。その後、判決が出たのが、令和7年11月20日だったのですが、教諭の家族から校長に禁錮刑が出た旨の報告があったのは、その2週間後の12月4日でした。この12月4日に四日市市教育委員会に報告していればまだよかったですけれども、校長はその後も判決文等の証明できる書類の提出を家族に求め続けまして、そして結果、12月26日になって、初めて校長は四日市市教育委員会に判決結果を伝えたということになります。つまり、判決結果が禁錮刑であることを四日市市教育委員会が知ったのは12月26日でした。その後、家族から判決文等が提出されないことを受けまして、四日市市教育委員会は検察庁に対し、必要性等を説明した上で、判決文の入手を行いました。教諭に起訴内容および判決内容を確認するのに時間を要しまして、結果、本日の発表となった次第でございます。なお、こうして失職の確認が遅くなった原因の一端は、禁錮刑であることを聞いた校長がすぐ四日市市教育委員会への連絡を行わなかったことにありますので、校長の管理監督責任を問う必要がございます。このため、四日市市教育委員会は、当該校長に対しまして、3月2日付で、管理監督責任として教育長嚴重注意の措置を行いました。今後の対応ですが、今回の交通事故は、運転中仮睡状態に陥ったことにより、相手方に重大な怪我を負わせたものですので、改めて、これまでの「綱紀肅正及び服務規律の確保」の通知や研修資料等に基づいて、教職員一人ひとりに、自動車の運転に伴う責任の重さを自覚させるとともに、疲れを感じ正常な運転ができないときは、絶対に自動車を運転しないこと、また、公共交通機関を利用することを周知徹底してまいりたいと考えています。また、今回の事案では、事前に相当の刑事罰が下されることが分かっていたにもかかわらず、報告が遅れたというものでありますので、全ての管理職に対しまして、所属職員に規律違反があった場合には、教育委員会と連携を密にし、想定されうる事態に速やかに対応するよう徹底してまいります。あと1つ申し添えさせていただきたいのですけれども、失職の場合の公表についてです。失職については、これまでは公表を行っていませんでした。失職は発令行為ではないことや、失職を公表する規定が存在しないというのが理由だったのですけれども、失職に至る事案には必ず、懲戒案件と同等の非違行為が絡んでいます。そのため、これを公表しないのは不適切

であろうと判断いたしまして、今後は失職についても公表を行うものとなりました。

○元教員を対象とした教員採用選考試験（再採用）を実施します

三重県教育委員会では、過去に三重県の教員として培った知識や能力を活かし、即戦力として活躍する人材を確保するため、様々な理由で離職を余儀なくされた本県の元教員を対象とした教員採用選考試験を実施いたします。この試験の対象となるのは、三重県内の国立または公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校または特別支援学校で正規教員として3年以上の勤務経験があり、勤務経験と同一の校種・教科等で受験する者です。この試験では、第1次選考試験の全てを免除し、さらに、第2次選考試験の技能・実施試験、論述試験も免除することとしております。従って、第2次選考試験の面接試験のみで選考するということとなります。なお、これまでも県内外で正規の教諭等の経験者を対象とした特別選考を実施しておりまして、3年以上の勤務経験があつて、同一の校種・教科等で受験する場合には第1次選考試験の全てを免除することとしていました。今回の変更は、今申し上げた特別選考のうち、三重県での正規教員の勤務経験がある方について、特に試験項目を軽減しようというものになります。なお、詳細は4月以降、三重県公立学校教員採用選考試験実施要項にてお知らせする予定です。

○県立みえ四葉ヶ咲中学校の第1回卒業式を開催します

令和7年4月に開校いたしました県内唯一の「夜間中学」「学びの多様化学校」である県立みえ四葉ヶ咲中学校の第1回卒業式を開催いたします。卒業生は夜間中学コース6人、学びの多様化学校コース9人の計15人です。なお、その他のところにありますように、卒業式内で新たに制作された校歌を生徒が歌います。校歌は「希望の人」という題名で、20th Century、通称トニセンの3人に制作していただきました。もう少し経緯をお話しますと、トニセンのメンバー3人が出演するラジオ番組の放送において、3人が校歌を作りたいという趣旨の発言をしたことを本校の教職員が聞きまして、メールで校歌を制作してほしい旨伝えたところ、ラジオ制作部から詳細の問い合わせがありました。その後、教職員と生徒およびトニセンを含むラジオ制作部との面会の場が設けられ、校歌制作の承諾を得たというものです。なお、この卒業式をご覧いただけるのは、卒業生の保護者と報道関係者のみといたしまして、一般向けには公開いたしません。念のために申し添えますと、当日トニセンのメンバーは来ないと聞いています。

発表項目に関する質疑

○公立学校職員の失職について

(質) 四日市市の教諭について、四日市市教育委員会の発表ではなくて、三重県教育委員会が発表するというのはどういった経緯ですか。

(答) 教員の身分に関することは、県の所管です。給与等も全て国と県で支払っていきまして、

四日市市教育委員会はどちらかというとならサービス監督の任を負うのですけれども、職員の身分に関係することは、全て県の方での発表となります。小中学校の教員も含めて、懲戒処分を全て私が発表しているのも、そういう理由です。

(質) 対象者の女性教諭ですけれども、家族もそろって、校長に対する報告が遅れたり、証明できる書類の提出が遅れたりしたことは、どうして起こったのでしょうか。

(答) この教諭は事故後病気になりまして連絡が取れなくなったということと、家族もなかなか電話をとってくれずに、連絡が取りにくかったと聞いています。

(質) 3か月間支払われていた給与は返納の方向だというお話があったのですけれども、これはすでに返されているのか、今後返される予定なのですか。

(答 福利・給与課) 今後返していただくことを予定しています。

(質) 女性教員には連絡が取れており、返納の意思はあるのですか。

(答) 返納する義務があります。

(答 福利・給与課) 書類はお渡しさせていただいています。

(質) 接触はとれているのですね。気づいたときには事故を起こしていたということを言っていたという話があったのですけれども、これは県教育委員会の聴き取りに対してどのように言っていたということですか。

(答 教職員課) 県教育委員会は、この方が病気休暇を取っていて会えておりませんが、四日市市教育委員会が事故直後に聴き取りを行った内容では、そのようになっています。

(質) 四日市市教育委員会の聴き取りに対して言ったということですね。昨年12月5日に刑が確定していると思うのですけれども、事故以降で逮捕はされていますか。

(答) 逮捕はされていません。

(質) 在宅起訴されて、刑が確定したというような流れですかね。

(答) そうです。

(質) 小学校名は「ときわにし」小学校ですか。

(答) そうです。

(質) 禁錮1年4か月、執行猶予3年と言われたのは津地方裁判所四日市支部でよかったですか。

(答 教職員課) はい。

(質) 校長に対しての教育長の厳重注意の日付は何日ですか。

(答) 3月2日です。この教育長というのは四日市市の教育長のことで、私ではありません。こういう懲戒処分に至らない、措置と言われる注意を行うのは、市教育委員会の役目です。

(質) この女性教諭は、失職後3か月間は出勤したり、教壇に立ったりという状態ではないということによかったですか。

(答) 病気休暇をとっています。病気休暇でも給料は出ます。

(質) 返納される予定の給料はいくらになりますか。

- (答 福利・給与課) 給与の個々の情報につきましては個人情報になりますので、伏せさせていただきますと思います。
- (質) 病気休暇というのは、先ほどのご説明ですと、事故後連絡が取れなかった件に関わってくるということでしょうか。
- (答) 直後に病気になったと聞いています。
- (質) 刑が確定したから病気休暇ではなく、その前から病気休暇を取っているという認識でいいですか。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) 令和6年12月以降からずっと病気休暇ということでしょうか。
- (答 教職員課) 令和6年12月24日から病気休暇、その後、令和7年に入りまして、6月24日から休職に入りました。6か月が病気休暇の最大日数で、6か月经つと休職になります。
- (質) 担任をしていましたか。
- (答 教職員課) 当時、2年生の担任をしていました。
- (質) 2年生の担任をしていて、でも病気休暇に入ったということでしょうか。
- (答 教職員課) そうです。3学期からは別の担任に交代しています。
- (質) 今回失職という結果ですが、例えば、検察の処分は今回、在宅起訴になるのですか、そういう処分結果が出た段階で、例えば懲戒処分や免職にはならなかったのですね。
- (答) 交通事故の処分によくあるのは減給処分、減給10分の1をひと月程度が多いです。大きな事故だと停職や免職になる場合もあるのですが、必ず免職になるというわけではありません。
- (質) 今回その懲戒処分を、刑を確定するまでに出そうといった動きはなかったのですか。
- (答) そもそも、刑の確定自体を失職してから知りました。
- (質) 四日市市教育委員会が、事故を把握したのはいつですか。
- (答 教職員課) 事故自体の把握はその直後で、当日に管理職に報告ということは適切に行っています。それから約1年後に刑が確定したもので、詳しく言いますと、11月20日に判決が出て、2週間後にあたる12月5日に刑が確定となりました。ただ、説明いたしましたように、四日市市教育委員会が把握したのが、令和7年12月26日となりますので、その時点で失職していたという流れになります。
- (答) 通常、交通事故の処分内容を決めるときは、どういう行政罰が下ったか、どういう刑事罰が下ったかを見て、重さを決めます。何も出ないまま、何もわからないうちから処分するというには通常なりませんので、それを待つこととなります。待っているうちに、書面で失職の状態が把握できたというのが今回の経緯です。
- (質) 公判請求されているわけですね。その段階で、減給なり、処分を出しておくべきではなかったのですか。給料は支給し続けているわけですね。

- (答) 一事不再理というのが、懲戒処分の際の原則です。例えば1回減給処分を下してから、もっと重い刑事罰が出て、それで免職にできるかというところとできません。とりあえず処分をするという発想は、懲戒処分においてはありません。
- (質) 全てがわかるまで確定しないということですか。
- (答) そうですね、失職を避けるという手だては今回なかったと思っています。
- (質) 事故を起こしたのは、四日市市内ですか。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) 出勤途中ということですか。
- (答) そうです。
- (質) 48歳というのは、事故当時48歳ですか。
- (答) 現在48歳です。
- (質) 事故当時は何歳だったのですか。
- (答 教職員課) 47歳です。
- (質) 校長が公判の結果を知ったのはいつになりますか。
- (答) 公判の結果を知ったのが12月4日です。禁錮刑であると家族から連絡がありました。
- (質) 拘禁刑以上になったら失職するということは、把握していたのですか。
- (答) 把握していたら四日市市教育委員会に連絡したと思います。その時点では、四日市市教育委員会に連絡はなかったので、その辺の規定に少し疎かたのではないかと思います。
- (答 教職員課) 失職になるという認識がなかったことに合わせて、口頭での情報を得ただけなので、書類での証拠を待つということを選んでしまいました。それで報告をしていないということです。
- (答) とりあえず報告をしていればよかったですけれども、報告をせずに、正式な書類を求めたので、さらに遅れたということになります。
- (質) 認識がなかったというのは、本人が四日市市教育委員会に話している話ですか。
- (答 教職員課) 聴き取りまでは行っていませんので、校長が失職になるということを認識していたかどうかは確実なものではありません。
- (質) 三重県教育委員会の印象というお話ですね、わかりました。
- (質) 校長が報告を怠った期間は22日間、約3週間ということですか。
- (答) 禁錮刑だということの報告を怠ったのは12月4日から26日の間、22日間です。
- (質) 校長先生の性別や年齢は出せるのですか。
- (答 教職員課) 性別は男性で、現在60歳です。
- (質) 事故の被害者の属性はわかりますか。
- (答 教職員課) 被害者のことはこちらも情報はありません。
- (質) 裁判結果にはなかったのですか。
- (答 教職員課) 名前は分かっているのですが、性別等は入っておりません。

- (質) 3か月間の在籍状態というのはいつからいつまでになるのですか。
- (答) 事実としては12月5日に失職し、その後、給与については、1月分の給料まで支払い続けていたということになります。
- (答 福利・給与課) 1月分まで在籍してるという認識で給与を支給してしまいました。
- (質) 本来失職してるはずだったのが、概ね2か月間多く在籍していたということですか。
- (答) 在籍していない教員に、約2か月給与支払い続けてしまったということになります。説明が非常に難しいですけれども、実際に在職しているのは12月5日までですが、給与は1月31日まで支払い、その後、公表をしていないので、周囲から見てこの先生の机がこの学校にあるという状況が現在まで続いていた。それを在籍と呼ぶかどうかですけれども、ちょっと他に表現の仕方が見当たらないため、そういう説明になってしまいます。
- (答 教職員課) 本日、この公表をもとに学校の中では、失職することを保護者に連絡する予定になっています。
- (質) 本来であれば、12月5日でも、元教諭と呼ぶのが正しいですか。
- (答) そうですね。
- (質) 12月5日に失職したため、12月分の給与は本来そこで止めるべきなのですか。
- (答 福利・給与課) 12月5日で失職ですので、12月5日分まで支給できたということになります。
- (質) 2か月間の分の給料が出続けていたという言い方は別に間違いではないですか。
- (答) 間違いではありません。出続けていたので、返納していただくということになります。
- (質) 事故を起こされた教員のコメントはあるのですけれども、四日市市教育長の嚴重注意を受けた校長のコメントや報告を怠っていた理由等、聴き取りに対して話していることはありますか。
- (答 教職員課) コメントではなく、謝罪になるかもしれませんが、確認して改めてお伝えさせていただきます。
- (質) 嚴重注意が出たのは3月2日とお聞きしましたが、発表が今日になったのはこの会見に合わせてということですか。
- (答) いつ発表するのかは、3月10日に私の会見があるので、この日にしようということになりました。嚴重注意は四日市市教育委員会が行うものですので、そこは合わせる必要はないかと思えます。
- (質) 昨年12月26日に四日市市教育委員会が把握されたと思うのですが、四日市市教育委員会が単独で動かれたのですか。
- (答) 26日に、校長がやっと四日市市教育委員会に連絡したことで把握しました。
- (質) この女性教諭が返さなければならない給与というのは、12月6日からの日割り分と、1月の1か月分ということではなかったですか。
- (答) 12月6日から12月31日の日割り分と1月分の給料です。

(質) 約2か月分が返ってくるということですか。

(答) そうです。

(質) 校長が26日まで四日市市教育委員会に連絡しなかったというのは、正式な書類の提出を待っていたからということですか。

(答 教職員課) 校長がもう一度家族に書類の請求をしたのですが、これ以上は難しいと判断して、四日市市教育委員会に報告したということになります。

(質) 書類は受け取っていないのですか。

(答) 資料は四日市市教育委員会が自力で入手しましたので、校長からの提出はありませんでした。

(質) 四日市市教育委員会が入手したのはいつですか。

(答 教職員課) 津地方検察庁四日市支部より、1月16日に交付を受けています。

○元教員を対象とした教員採用選考試験(再採用)を実施します

(質) 三重県内の正規職員だからこそ、面接試験だけで選考するということですか。

(答) そうです。三重県で1度採用試験に通った方で、3年以上勤務経験のある方ですので、その他の試験をせずに面接試験だけで選考しようとするものです。三重県での勤務経験をそのまま活かして即戦力となってほしいという思いです。

(質) これは今回初めてですか。

(答) そうです。

その他の項目に関する質疑

○ いじめ重大事態の調査報告書について

(質) 特別支援学校と県立高校の併設校でいじめ重大事態の調査報告書が上がっていますが、このことについての受け止めと、見えてきた課題などはありますか。

(答) まず、我々もいじめの未然防止、インクルーシブ教育と言っているのに、特別支援学校と高等学校が併設されているところで、あのような形のいじめが起こったということは、重く受け止めているところです。いじめの第三者委員会で調査していただくというのは、これからの再発防止に向けてどのように考えればいいのかということを我々が知るためですので、この報告を非常に厳粛に受け止めさせていただきました。報告を読んでいると、いかに我々の中で不手際が連続していたかということが分かってくるものでした。例えば、投稿された動画を被害者の保護者がほしいと言っていたのに、個人情報であることを理由になかなか渡さなかったことや、我々が事案についていろいろと調べている途中経過を被害者の保護者に連絡もせずに行ったことなど、我々の中でもしっかりと対応するべきであったところが、報告書を読んでいると浮かび上がってきたと思っています。今後に向けて、しっかりと反省材料にしたいと思っています。あと、報告書からは提言を4ついただいている、1つは教育の観点からインクルーシブ教

育や情報モラル教育をしっかりとやっていかななくてはならないということで、今後も取り組んでいかなければならないと思っています。それから組織の観点からは、2つの学校が共にある敷地ですので、合同の委員会を作るべきであったということが言われていて、これについては、この提言をいただく前から、すでに両校で連携して取り組んでいまして、今後そのような委員会を作った成果を出していきたいと思っています。3つ目の提言は、動画といったものが残っている案件で、削除するにあたっては、被害者側の保護者の意見を聞いてからやるべきということも書かれておりますので、今後危機管理マニュアルなどで書き加えていきたいと思っています。4つ目に言われているのは、犯罪にも該当するいじめであるので、犯罪としての対応をするだけではなく、いじめの対応が遅れないようにしないといけないということで、確かに今回この案件では、いじめの認定が、事案が起こってから2か月後と時間がかかったので、そういった点も今後我々はしっかりと意識していかなくてはいけないと思っています。

以上、14時44分終了